

SNS カウンセラー認定登録制度開始のお知らせ

一般財団法人全国 SNS カウンセリング協議会（代表理事江口清貴、三川剛）では、令和元年 10 月 1 日より、SNS カウンセラーの認定登録制度を開始いたします。

本制度は、全国で普及が進んでいる SNS 相談をユーザーにとって安心・安全にご利用頂くために、SNS カウンセラーの能力要件と倫理規定を定め、SNS カウンセラーとして持つべき能力と、守るべき倫理を明確にしています。

[SNS カウンセラー認定登録制度の概要]

- ・ 令和元年 10 月 1 日より、いじめ相談や自殺防止、虐待防止等に関する相談・助言を行う専門家として「SNS カウンセラー」の認定登録制度を開始します。
- ・ SNS カウンセラーは登録制（3 年の更新）の認定資格とされ、守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課されています。
- ・ SNS カウンセラーになるためには、心理カウンセラー等の既定の資格を取得の上、SNS カウンセラー養成講座を修了し、SNS カウンセラー登録することが必要になります。
- ・ SNS カウンセラーは 3 年毎の更新時に既定の更新講習を受講することが義務付けられています。

SNS カウンセラー認定登録制度に関しまして、詳しくは全国 SNS カウンセリング協議会ホームページをご覧ください。

（全国 SNS カウンセリング協議会公式サイト）<https://smca.or.jp/>